

SIPOで行われた 五庁審査官相互派遣研修の紹介

特許審査第一部 光デバイス 浜田 聖司

抄録

昨年(2010年)、北京において五庁審査官相互派遣研修が行われた。本研修は、五大特許庁の国際協力プロジェクトの枠組みにおいて、各庁の審査官を一同に集めて、中国の国家知識産権局(SIPO)が主催となって行われたものである。本研修は、中国の特許制度に関する講義を中心としたものであったが、研修全体を通じて中国語で行われたというのが特徴であった。筆者らは本研修に参加する機会を得たが、こうした特許に関する多国間の会合を、英語以外の言語を共通語として行うことも希少な機会と思われ、その概略を紹介させていただきたい。

1. はじめに

今非昔比(現在の状況は過去とは大きく違う)
—李曾白(1198～1265?)

2010年は、中国のGDPが日本を上回ったというニュースが話題になったが、特許(発明専利。後述)の出願件数でも中国が日本を追い越したという歴史的な年となった。筆者が入庁した1992年には、日本のGDPは中国の7.8倍¹⁾、特許出願件数にいたっては26倍²⁾であったそうであるから、隔世の感を禁じ得ない。中国の将来予想は困難であるとはいえ、2015年までの5年間で、GDP、特許出願件数は、さらに、それぞれ、71%増³⁾、倍増⁴⁾、になるとの予想もある。

そのような中で、日米欧、日中韓の会合を発展させた形で、五大特許庁(日米欧中韓)間の国際協力が2007年から行われているが、そのプロジェクトの1つに、各庁で行われている審査官向けのトレーニングに関する情報交換や、そのベストプラクティスの追求などを目的として、「共通トレーニングポリシー」というものがある⁵⁾。

2010年11月、筆者は、神野将志審査官(特許審査第三部有機化学)と共に、そのプロジェクトの一貫として行われた、五庁審査官相互派遣研修にJPOから参加する機会があった。本研修は、SIPO(State Intellectual Property Office: 国家知識産権局)の下部単位である北京の中国知識産権培訓中心において、中国の特許制度をテーマに、中

国を除く4庁の審査官を対象として一週間、行われたものである。

本研修の大きな特徴の1つとしては、講義が中国語を用いて行われる、ということであった。

はるか遣唐使の時代ならいざ知らず、特許の世界では東アジアにおいても英語が共通語であるが、おそらくは実際の研修をより忠実に再現するため、中国語で行うことになったものと思われる。ただし、その場合、受講者の側で中国語を理解している必要があるが、今回の研修は欧米の非漢字文化圏の特許庁も対象であるから、どのような審査官が集まるのか興味津々であった。

果たして、JPOから出席した我々の他には、韓国(KIPO)からはいずれも中国滞在経験があり中国語に堪能な3名、欧州(EPO)からは共に中国出身でドイツ国籍を取得した2名の審査官の参加があった(なお、USPTOからの参加はなかった)。結果として、看板に偽りなく、研修全体を通して中国語のみで行われ、分からないときは英語で質問すればよいであろう、という事前の淡い期待は最初の講義が始まった瞬間に打ち碎かれることとなった。

2. 研修内容

簡明扼要(簡潔であるが要領を得ている)
—毛沢東(1893～1976)

以下に、研修の内容を簡単に紹介する。基本的にはJPO

1) <http://www.imf.org/external/data.htm> より算出

2) 日本371894件に対して、中国14409件。それぞれ、「平成5年版特許庁公報」、「中華人民共和國專利局年度報告1992」より

3) 前記2と同じ(ドルベース)

4) http://www.jetro-pkip.org/html/ipshow_BID_1885.html

5) その他のプロジェクトとして、相互機械翻訳、共通文献、などがある。<http://www.fiveipoffices.org/projects.html>

における審査官補を対象としたコース研修に近いものであろう。また、中国の専利法はPCTや欧州はもちろん、日本の制度も参照にして制定されたことが窺われ、特許制度の骨格は日本の審査官にとっても理解しやすいと思われる。

研修日程紹介(1日目、8:40～)

今後一週間の研修内容の紹介。基本的にこの研修は座学であり、①基本状況、②検索、③実質審査、④PCT、⑤復審と無効、の構成から成ること、また、参観交流の場として、SIPOの審査官(中国語では審査員)との座談会、局内参観、事務所参観、その他の社会活動が予定されていること、などが紹介された。

SIPO概況(1日目、9:00～)

国家知識産権局には、正式には約7200人の人員がいる。そのうち専利局には約3200人弱、直属の事業単位にも3200人弱が在籍している。直属の事業単位の中には、審査官と同様の研修を受け、同様の権限で審査業務を行う部署(専利審査協力中心)があるが、その職員はいわゆる公務員ではないという。

発明専利(いわゆる特許。専利には日本でいう特許の他に、実用新案、意匠に相当するものも含まれる)の申請は年々増加し、2009年の申請量は、314573件。また、三種の専利の合計では2010年に100万件を突破する見込みとのこと。

特許審査の流れ(1日目、10:00～)

中国では出願が公開される前に保密審査、初歩審査が行われる。

保密審査とは、軍事技術のような国家の安全に重要な意味を持つ発明の公開の可否を審査するものであり、審査の結果、保密決定されると、その旨が申請人に通知され、当該発明は公開されず、通常とは違ったルートで審査される。

初歩審査とは、いわゆる方式審査であるが、例えば、あまりに漠然としたクレーム(例えば、「パソコン」、「農業」)や、図面の数と明細書中の説明が一致しない出願に対しては、補正をさせる。図面の補充がなされた場合には出願日が繰り下がる。

受理庁舎参観(1日目、15:30～)

北京のSIPO内にある受理庁は、中国国内に多数ある受理庁の中の1つ。国土の広い中国では北京以外にも受理庁があり、そこでも申請を受け付ける。但し、PCT、電子出願等は北京の受理庁のみ受理。北京では中国全体の約30%の申請が受理されるという。

材料部参観(1日目、15:50～)

審査室にて審査官の仕事風景を参観。

対応して頂いた周審査官は、我々の参観時には日本語PCT文献を読んでいた。机には専門用語の辞典に加え、日本語、英語の辞典が並べられており、パーティションの壁には新出英単語を付箋で貼り付けて勉強していた。

文献館、陳列館参観(1日目、16:10～)

陳列館には今までの中国の偉大な発明家の写真、発明品、歴代局長の写真等が展示されている。

文献館には数十台の検索用端末が置かれており、そこで一般の人も審査官と同じ検索ツールが無料で使えるという。見学時は業務時間後であったため人はいなかったが、通常は研究者等も含めて沢山の人が来ているという。

文献の資源とデータベース(2日目、9:00～)

データベースとして、①中国専利検索系統(CPRS)、②EPOQUE、③中国薬物専利データベース検索系統、④中国外観設計専利検索系統、⑤非専利ネット検索、について説明を受けた。

特許の審査では、まずCPRSを用い、その後、必要に応じてEPOQUE等を用いて検索を行うのが一般的な模様。CPRSは、スクリーニングの際、日本のクラスタ検索と同様にテキストの反転機能等があるが、テキスト検索では要約と第1クレームのみが検索の対象であり、明細書全文は対象ではないとのこと。EPOQUEは、EPOの最新版ではないものの、外国特許文献を英訳して読むことができ、また、日本の特許公報についてFI、Fタームを用いた検索が可能という。

また、特徴的なのは、中国薬物専利データベース検索系統で、中国の専利文献について、種々ある漢方薬の組合せ、その配合比などが専用のデータベースとして作られており、テキストで容易に検索することができるという。

申請された特許の検索(2日目、13:30～)

基本的には、JPOで1年目に受ける研修と同様の内容であり、文献を検索する際のポイントや、検索の終了どき等について説明。

日本との違いとして、検索終了後にサーチレポートに似た「検索報告」を作成する。これは審査官の内部資料であり、申請人には発送されないという。

実質審査の進め方(2日目、14:40～)

実質審査(日本でいう実体審査)は、申請日から3年以内に審査請求をすることで始まる(専利法35条)。実質審査に入る段階になると、その旨が通知される。

実際の審査の流れはEPCに近く、審査の3大原則の一つ、聴証原則に基づき、どのような補正(中国語では修改)があっても、基本的にはすぐに拒絶査定(同、駁回)をすることはない。そのため、査定がなされるまでに通知書が

2回、3回以上出されることも多いという。なお、通知書には日本のような最初と最後の区別はない。

また、初歩審査において不備を看過してしまった出願に対して、不備の解消後に実質審査を始めるか、同時に実質審査を進めるかは、審査官の裁量である。

補正は、原則として、拒絶理由に応じた内容のみ可能であり（実施細則51条）、クレームの拡張やシフトは許可されない。但し、誤記や不明瞭な内容の補正であれば、その旨を釈明すれば一般に受け入れられるとのこと。

事前の単一性がない場合には、事案に応じて、①審査なし、②第1発明のみ審査、③全発明を審査、の上、単一性違反を通知する。

なお、講師の話では、外国出願（日本も含まれる）については、明細書の記載が不明瞭であると感じているSIPO審査官は多く、それを理由（専利法26条）とした通知書が多く出されるという。

代理事務所参観（3日目、9：30～）

参観したのは中国民間最大手の「柳沈法律事務所」。

当事務所は、専利代理人をしていた柳先生が、専利局を引退した沈先生と共に1993年に設立。事務所員はパートナー27人、弁護士60人、専利代理人160人の規模。事務所内の研修制度が充実しており、専利代理人の試験合格率は高いという。元SIPO審査官に関しては、定年後に来た者が若干いるが、現役の者は特に採用していないという。

収益の80%は、外→内の特許業務。また、外国としては日本が1位で、日本の大手電機メーカーからは優秀事務所として表彰も受けたこと。外国出願人の意見としては、広く強い権利を得るのが第一であり、さらに早い審査を望む声は少ないという。

通知書の翻訳や円滑なコミュニケーションのため、日本人弁理士を1人呼ぶ予定をしていたが、事情により来られなくなったそうで、現在、日本人弁理士はいない。

局長招待による座談会（3日目、16：00～）

数名のSIPO幹部と共に田局長宅に招かれた。

まずは全員、自己紹介。君はどこで中国語を勉強したのか？との質問には、まだ勉強中です、と素直に回答する。田力普局長は審査官出身。中国の特許制度の黎明期からの欧州や日本との関わりなどについて語られた。特に、欧州や米国、日本の特許制度は当時、深く研究したと言っており、書齋には特許法に関する各国語の書物が並んでいた。若い頃ドイツ特許庁に長期間滞在したということもあってか、特に、ドイツや欧州の審査官に対する評価は高い印象。

局長夫人も我々をなごませようと日本を訪問した際のエピソード等を含めしきりに冗談を言って下さったのだが、おそらく筆者だけが冗談のオチについて行けず、余計に冷や汗をかいてしまった。

PCT審査研修紹介（4日目、9：00～）

PCTの審査（国際段階）をするには、審査官として3年以上（優秀な者は2年）経験を積んだ後、研修・試験を経る必要があるという。試験内容としては、①基礎知識（法律）、②検索能力、③英語要約の作成。特に③により、英文要約の質の担保が可能とのこと（中国では中国語と英語で出願可）。

PCTについてはベテラン審査官が全件チェックを行う。チェックの時間としては通常1～2時間から半日程度とのこと。

PCT審査管理（4日目、10：00～）

中国のPCT出願は年々伸びており、途上国の中では韓国に次ぎ2位、中国国内段階に入ってくる件数も世界で5位、等々のデータが示された。

PCTに限らず、審査に関する品質管理についても紹介され、外部からの評価として、代理人やWIPOからのフィードバック、内部の評価として、審査に掛かる時間と質、審査官の間での特許率の異同があることも紹介された。

SIPO審査官との座談（4日目、14：00～）

参加者全員とSIPO審査官との自由討論。教室に入ると各自の机の上に議題が記された書類が用意してあった。もっとも、そこは審査官同士。話題は自然と、他庁の審査結果の利用、審査の処理量（件数）などに移っていった。

外国の審査結果の利用については、座談に参加したSIPO審査官の話では、EPの通知書を見ると回答した者が一部いた他は、基本的に利用していないとのこと。日本の拒絶理由通知書については、記載が簡略すぎる、英語で読めない、などを挙げる審査官もおり、ほとんど浸透していないようであった。

なお、これに対し、同席していたEP審査官は、日本の拒絶理由は必ず見ると発言し、また、KIPO審査官も、米国のような冗長なオフィスアクションと比較して、日本のものは簡潔で非常に参考になると述べていた。

また、SIPO審査官からの、我々は年に100件ほど処理するのですが……の問いかけには、恥ずかしそうに約50件（EPO）、半ば自虐的に約200件（JPO）、更に自虐的に約250件（KIPO）、等とそれぞれ回答。

SIPO審査官の家庭訪問（4日目、15：30～）

欧韓日の3組に分かれてSIPO審査官宅を訪問。日本組は陳審査官宅へ他のSIPO審査官2人と共に訪問した。うち1人はある程度の日本語を話したが、SIPOにあってはかなり珍しいと思われる。

訪問した家庭では、お茶や夕食を頂きながら歓談。日本の審査官の労働環境（職場の残業や待遇、通勤時間など）にはみな強い関心があるようであった。

復審と無効(5日目、9:00～)

復審委員会の職員(審判官)となるには審査官の経験が必須であり、また、2/3は法律的バックグラウンドがあるという。

審理には、日本と同様、書面・口頭の両方があり、無効の際は通常、口頭審理が行われる。但し、口頭審理は北京以外でも全国の6箇所で行われる(巡回審理)。

復審(日本でいう拒絶査定不服審判)の場合、自動的に前置審査に係属する。追加サーチはせず、査定を取り消す場合は審査部に差し戻す。査定が維持できる時は、新たな理由の有無にかかわらず、審決前に通知書を出す。

審理の結果に不服があれば、北京市中級法院、北京市高級法院、最高人民法院に訴えることも可能だが、最高人民法院にまでいく例はほとんどない。

無効の請求は2000件/年程度で推移しているが、復審の請求は近年急速に増加傾向にあるとのこと。

3. 中国語での講義について

飽経風霜(様々な苦勞を体験する)

—孔尚任(1648～1718)

講義の内容については、研修初日に各人にパワーポイントの冊子が配布された。当然テキストは中国語(簡体字)であるが、いずれにせよ漢字で書かれた資料があるのは日本人にとっては非常に心強い。特に、中国語の法律(特許)用語、技術用語の中には、元来の漢語のように見えながら、実は日本語から逆輸入されたものも多い。(それを考えると、今後の課題である中国語文献のサーチ⁶⁾については、音声言語に通じている必要はなく、JPOの審査官であれば、機械翻訳に頼らずとも、一定のものを行うことは可能なかもしれない。)

もっとも、実際の講義は当然のことながら口頭である。座学とはいえ、参加者は全員、経験のある特許審査官であり、少人数ということもあってか、テキストの一方的な説明というものではなく、参加者からの質問なども活発にあった。筆者からの拙劣な中国語による質問に対しても、辛抱強く発言を聴き丁寧に回答してくれた(もっとも、その回答が聴きとれなくて、質問を繰り返すことも多々あったが)。講師の方々も全員、審査官として実務に携わる者であり、逆にJPOにおける特許審査の実務についての質問を受けることもよくあった。

時には、参加者からの質問に対して、議論が白熱して、討論のように発展していくこともあった。特に、母語話者同士(上述したように、EPO審査官は2人共に元々中国人

である)の議論になった場合、それについていくのは一苦勞であった。そうした時は、休憩時間などを利用して議論の経緯を確認させてもらった。

JPOから共に参加した神野審査官には、講義内容の確認などに加えて、他庁審査官に対して言葉上劣勢であったにも関わらず、歓迎の宴席では率先して場を盛り上げくれ、SIPO幹部に、あれほど元気な日本人は初めて見た、と言わしめたことにも改めて謝意を示したい。謝謝。

なお、本原稿において、特許用語などについては、原文のまま理解可能なものは極力そのまま日本語で、その他は適宜訳語を用いて、表記した。また、本文中の各種データを含む状況については、中国においては経済発展が示すとおり、変化が激しく、研修当時のものであることをご了承願いたい。

Profile

浜田 聖司 (はまだ しょうじ)

平成4年4月 特許庁入庁

平成8年4月 審査官昇任

国際課、審判部を経て、平成20年4月より現職

6) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2011.pdf> (「知的財産推進計画2011」の「多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備」の欄を参照)